

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 2
- 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 3

### ◇ 訓 令

- 北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令【建築都市局設備部電気設備課】 4

### ◇ 教育委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 5
- 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 7
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 9

北九州市告示第441号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを令和5年12月11日に確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月27日

北九州市長 武内和久

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市小倉南区空港北町5地先公有水面埋立地	4,387.74

北九州市告示第442号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

令和5年12月27日

北九州市長 武内和久

次の区域を小倉南区空港北町に編入する。

新たに生じた土地
北九州市小倉南区空港北町5地先公有水面埋立地4,387.74平方メートル

北九州市訓令第7号

北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月27日

北九州市長 武内和久

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北九州市電気工作物保安規程（昭和42年北九州市訓令第7号  
北九州市教育委員会訓令第1号）

の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改め、同条中「法定事業者検査」を「法定自主検査（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条第3項第8号に規定する法定自主検査をいう。以下同じ。）」に、「もとに」を「下に」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改める。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第22条 施設の長は、別に定める基準により、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための適切な措置を講じなければならない。

付 則

この訓令は、令和5年12月27日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第6号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項ただし書中「インフルエンザ」の次に「又は新型コロナウイルス感染症」を加える。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第23条第3項ただし書中「インフルエンザ」の次に「又は新型コロナウイルス感染症」を加える。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第22条第3項ただし書中「インフルエンザ」の次に「又は新型コロナウイルス感染症」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学

校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条第3項の規定は、この規則の施行の日以後にその期間が開始する病気休暇から適用し、同日前にその期間が開始する病気休暇については、なお従前の例による。

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第23条第3項の規定は、この規則の施行の日以後にその期間が開始する病気休暇から適用し、同日前にその期間が開始する病気休暇については、なお従前の例による。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第22条第3項の規定は、この規則の施行の日以後にその期間が開始する病気休暇から適用し、同日前にその期間が開始する病気休暇については、なお従前の例による。

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

#### 北九州市教育委員会規則第7号

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「おける、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月(当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。)以後の当該会計年度任用職員の給料の月額決定にあつては」を「おいて」に、「当該施行月の翌月の初日。以下」を「当該給料改定条例の施行の日。以下この項において」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前項各号の基準日(当該基準日が給料改定条例の施行の日となる場合に限る。以下同じ。)における条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表(以下「改正後の給料表」という。)の職務の級及び号給により決定した給料の月額は、条例第27条第3項の規定により読み替えられた条例第24条第1項の規定による期末手当(当該基準日の属する年の12月1日に在職する職員に対するものに限る。)の支給を受ける会計年度任用職員及びこれに相当する者として教育長が定める会計年度任用職員(以下「冬季期末手当対象職員等」という。)にあつては同年4月1日(改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日)から、冬季期末手当対象職員等以外の会計年度任用職員にあつては当該基準日の属する月の初日(改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日)から適用する。この場合において、改正後の給料表の職務の級及び号給により決定された給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回るときを除き、当該基準日前の条例の規定に基づき支給された給料は、当該基準日以後の条例の規定に基づく給料の内払とみなす。

(北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「おける、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月(当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。)以後の当該会計年度任用教職員の給料の月額の設定にあつては」を「おいて」に、「当該施行月の翌月の初日。以下」を「当該給料改定条例の施行の日。以下この項において」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前項各号の基準日(当該基準日が給料改定条例の施行の日となる場合に限る。以下同じ。)における教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表(以下「改正後の給料表」という。)の職務の級及び号給により決定した給料の月額は、教職員給与条例第46条第3項の規定により読み替えられた教職員給与条例第32条第1項の規定による期末手当(当該基準日の属する年の12月1日に在職する教職員に対するものに限る。)の支給を受ける会計年度任用教職員及びこれに相当する者として教育長が定める会計年度任用教職員(以下「冬季期末手当対象教職員等」という。)にあつては同年4月1日(改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日)から、冬季期末手当対象教職員等以外の会計年度任用教職員にあつては当該基準日の属する月の初日(改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日)から適用する。この場合において、改正後の給料表の職務の級及び号給により決定された給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回るときを除き、当該基準日以前の教職員給与条例の規定に基づき支給された給料は、当該基準日以後の教職員給与条例の規定に基づく給料の内払とみなす。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第8号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「まで」の次に「(第35条第1項に係る部分に限り、教職員給与条例第46条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第3条第1項第2号イ中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

第13条に次の1項を加える。

2 教職員給与条例第46条第4項において教職員給与条例第35条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項前段の教育委員会規則で定める期間は、6箇月(6月1日を勤勉手当基準日とする勤勉手当にあっては、6箇月から当該勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間(当該勤勉手当基準日の属する年度の前年度の期間に限る。))におけるその者の任用期間を除いた期間。次条第2項において同じ。)とする。

第14条第1項第2号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員

第14条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 教職員給与条例第46条第4項において教職員給与条例第35条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定める期間は、6箇月とする。

3 教職員給与条例第46条第4項において教職員給与条例第35条第1項

の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定める者は、第1項各号に掲げる教職員とし、これらの教職員には、勤勉手当を支給しない。

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則

第1条中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に、「並びに第8条第1項及び第2項」を「、第8条各項並びに第9条各項」に、「及び期末手当について」を「、期末手当及び勤勉手当について」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条中「又は期末手当」を「、期末手当又は勤勉手当」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第17条 前条の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同条中「第8条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、「第24条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、「第24条第3項」とあるのは「第25条第3項」と読み替えるものとする。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則

第1条中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に、「並びに第8条第1項及び第2項」を「、第8条各項並びに第9条各項」に、「及び期末手当について」を「、期末手当及び勤勉手当について」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条中「又は期末手当」を「、期末手当又は勤勉手当」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第17条 前条の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同条中「第8条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、「第32条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、「第32条第3項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。